

平成〇年（特ノ）第〇〇号特定調停事件

申立人 〇 〇 〇 〇

相手方 株式会社〇〇〇

代理人辞任届

平成〇年〇月〇日

〇〇簡易裁判所 卸中

申立代理人司法書士 〇 〇 〇 〇 印

上記当事者間の御庁頭書事件について、申立代理人司法書士〇〇〇〇は、本件の調停を求める事項の価額が裁判所法 33 条 1 項 1 号に定める額を超えることが明らかとなり、司法書士法 3 条 1 項 6 号の規定により代理業務を遂行することができないので、代理人を辞任いたします。

なお、今後は、裁判書類作成関係業務（司法書士法 3 条 1 項 4 号及び 5 項）を通じて本件に関与いたしますので念のため申し添えます。

以上